

令和4年第3回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年3月23日(水)午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第8号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について	2件
議第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議第10号	農用地利用集積計画の策定について	1件
報第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第7号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委員氏名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	

15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和4年第5回農業委員会総会を開会する。本日は、4番委員の欠席で16名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、11番 富田良一 委員、12番 若尾茂 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第7号について事務局より説明願う。

事務局 農地法第3条許可申請があったので、審議を求めるもの。
 申請番号1、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■町■番地、■■■。
 譲受人、■■■市■■■町■丁目■番地、■■■。土地は■■■町■、
 登記簿地目、現況ともに畑、1,036㎡。■■■さん自らが耕作する事が
 難しい状況であったところ、購入希望者が現れた。■■■さんは、農業法
 人の設立を計画しており、設立にあたって耕作実績を作って、法人設
 立の足掛かりにしたいという、両者の意向が合致したため、申請に至
 った。■■■さんは■■■を経営している。土地は10aあたり■■■円
 で購入したいとのこと。農業法人を設立するとのことだが、■■■さ
 んは農業経験なし。父親が家庭菜園を行っていて、必要な農機具（耕運
 機1台、軽トラック1台）は所有している。父親の協力のもと、妻と
 農業を開始したい。作物はネギ、白菜、大根等の野菜を栽培。周辺地域
 との関係については、これまでと同様に農地は畑として利用する。農
 薬も作物に影響を与えない状況で使用。用水使用も地域の慣例に従い、
 地域で共同防除等が行われる場合は共同防除等に協力するとのこと。

議長 議第7号について、委員から意見があれば発言を願う。

17番 譲受人の■■■さんは、■■■の社長。現地はクルマが入れるような道はついていない。フェンスがある部分もあるので、クレーン付きのトラックで耕運機や小屋をつくる資材を入れたい。いずれは、権利関係を調べてこのフェンスを取り除きたい。水に関しては、井戸を掘りたい。耕作するには難しそうな土地であるが、しっかりやるとのお話だった。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第7号について採決を行う。議第7号を承認することについて、賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 全員挙手により、議第7号は承認することに決定する。

議長 次に議第8号「農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を上程する。議第8号について事務局より説明願う。

事務局 2件。次の議第9号の農地転用を適正に行うために、事業計画変更を提出されたもの。

申請番号1、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、323㎡。転用目的は資材置場。■■■町■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、1,044㎡。他2筆の合計1,367㎡。転用目的は■■■工場・倉庫。平成■年■月■日、5条許可、■■■が通路及び駐車場。■■■が、備考に記載はないが、露天駐車場としての農地転用の許可が岐阜県から出ている。■■■は当初、一時的に通路として使用されたが、写真にあるように、最終的には資材置場となっている。■■■については、事業拡大により■■■工場として使用されていて、地目変更もなく農地のままとされているので、事業変更を出すこととした。現在、この■■■工場はほとんど休業状態。

次の議第9号にあるように、この2筆を合わせて購入する人が現れた。申請番号2、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■町■丁目■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿地目は田、現況は山林、354㎡。転用目的は一般個人住宅。昭和■年■月■日、5条許可、露天資材置場となっているが、転用目的のようにはなっておらず、個人住宅をつくるということで、議第9号申請番号2の農地転用を適正に行うために、事業計画変更申請を出された。■■■さんは■■■さんの娘にあたる。

議長 議第8号の事案1について、地元委員から意見があれば発言を願う。

9番 ちょうど■■■公民館の裏にあつて、工場は建っているが、操業していない状態で、水路も存在していない。

議長 議第8号の事案2について、地元委員から意見があれば発言を願う。

5番 この土地は、区画整理をした際に出た家を建てても良いという余剰地を購入したもの。■■■さんは過去に建築業をしていたので、■■■建築としての工場経営をしようとしたら、近くに妻の実家があったので、そちらに工場を建て、当該地は資材置場にしようとした。しかし、離れていて使い勝手が悪いのでそのまま放置され、木が生い茂った状態となった。現在は、工場経営も建築業も止めたので、この土地を娘の■■■さんの住宅を建てることにした。状態は写真のように、畑くらいにしかできない状態。隣地も田を止め、埋め立てることにして果樹を植えたという。裏の道との境界については確認の必要があるかと思う。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、議第8号の事案1と事案2について、採決を行う。議第8号の事案1について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 全員挙手により、議第 8 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 続けて、議第 8 号の事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 全員挙手により、議第 8 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 次に議第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。事務局より説明願う。

事務局 農地法第 5 条についての 3 件。

申請番号 1、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■丁目■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、323 m²。■■■町■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、1,044 m²。■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、89 m²。■■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、171 m²。■■■、登記簿地目は田、現況は宅地、1,104 m²。他 5 筆の合計 2,731 m²。転用目的は■■■工場、倉庫、進入路、駐車場、資材置場。始末書提出あり。平成■年■月■日 5 条許可、進路及び駐車場。議第 8 号申請番号 1 と関連あり。

詳しくは 12 ページの配置図での説明。この 5 筆に加え、一体利用地として■■■の原野 651 m²、■■■の原野 500 m²、■■■の原野 494.19 m² の 3 筆、合計 1,645.19 m² の敷地含めた■■■工場一帯を売買する。■■■町については、■■■なので建物の用途変更はできない。■■■は、■■■事業を引き継ぐ。万が一用途変更することになれば、都市計画違反となり、事業を差し止められる。現状のまま使用するのであれば、今まで通り状況は変わらないので、周囲の農地に新たな影響を与えることはないと思われる。

今回の申請で発覚したいくつかの問題があったので、説明する。ひとつ目は、■■■の倉庫が、航空写真によって確認すると、線引き後に建築確認申請もなく建てられている建築法違反。現在、市の開発指導課がどう扱うか、県と協議中。他の建物に関しては、線引き前に建てられているようだが、建築確認申請もなく、正確な建築年が分かっていな

い。当然、すべての建物が農地法違反であって、始末書を提出している。次に、農業用水路、いわゆる法定外公共物の問題があり、石材工場の敷地内で筆との境に溝のようなものがすべて農業用水路となっていて、以前から許可なく埋め立てられて、不法に使用されていることが判明、現在、申請をした行政書士と■■■との協議中、水路を払い下げる方向で手続き中。■■■と■■■の間に水路があるが、この上に無断で橋を作ったようで、この件も行政書士と相談中。現在使用してなく、新たな譲受人が使用するというのであれば、その時点で占用許可申請をされれば許可をすることのこと。さらに、■■■に事務所があるが、実際には配置図にない■■■と■■■が入り込んでいて、この2筆は■■■の所有地となっている。■■■の上に無断で事務所の一部が建っている状態。この土地の右手に進入路があるが、これも■■■であって無断使用の状況。現在、■■■と使用料を取るか、売買するかを調整中。他法令等でも問題があるが、諸問題は解決の方向で動いているところ。県の許可案件でもあり、それらの件を県に確認したところ、同時進行で市の農業委員会に図っても良いとのことであった。本委員会としては、先ほど説明した諸問題が解決することを前提に、審議するものであって、諸問題を付して県に報告する予定。

申請番号2、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿地目は田、現況は山林、354㎡。転用目的は一般個人住宅。昭和■■年■■月■■日、5条許可、露天資材置場。議第8号申請番号2と関連あり。建築面積は88㎡。

申請番号3、使用貸借権、譲渡人、■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■丁目■■■、■■■他1名。土地は■■■町■■丁目、登記簿地目は畑、現況は山林原野、160㎡。土地は■■■町■■丁目、登記簿地目は畑、現況は山林原野、190㎡。他2筆350㎡。転用目的は一般個人住宅。103㎡ほど住宅を建築予定。

議長 議第9号の事案1について、地元委員から意見があれば発言を願う。

10番 諸問題が解決してからの申請が適切ではないか。

事務局 この案件の最終的な許可は県が行うもの。市の農業委員会は、意見を付して報告するというので、進め方についても県の農業会議に確認している。

議長 議第 9 号の事案 1 については、事務局の説明があつた通り解決すべき問題があり、多治見市農業委員会としては、その問題点である①■■■の件、②■■■の件、③■■■の件の 3 つの問題が解消することを条件に採決したい。議第 9 号事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 議第 9 号事案 1 は承認することに決定する。

議長 議第 9 号事案 2 について地元委員の意見を求める。

(委員発言なし)

議長 議第 9 号事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 議第 9 号事案 2 は承認することに決定する。

議長 議第 9 号事案 3 について、地元委員の意見を求める。

6 番 水路側ではない方を出入り口にする。周囲にも特に影響はないと思われる。

議長 他に発言はないか。

(委員発言なし)

議長 議第 9 号事案 3 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 議第 9 号事案 3 は承認することに決定する。

議長 議第 10 号「農用地利用集積計画の策定について」事務局より説明を願う。

事務局 基盤強化法第 18 条、農用地利用集積計画の策定について、譲渡人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。譲受人（借受人）、■■■市■■■町■■■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿地目、現況ともに田、1,512 m²。■■■町■■■、登記簿地目、現況ともに田、1,530 m²。農振農用地、2 筆合計 3,042 m²。12 ページに■■■市からの賃貸借権 3 年間の「農用地利用集積計画の策定について」の文書、13 ページから「農用地利用集積計画作成申出書」を参照。■■■さんは、現在■■■町の住所だが、昨年末まで■■■で就農していた。妻の実家が■■■市ということもあり、■■■市で就農したいとのことで、集積計画を提出した。露地栽培で野菜（豆類、いも類、果菜類）を作付けする予定。機械は、耕運機 2 台、刈払機 3 台、妻の母が■■■出身ということもあり、■■■からトラクターを借りられる。農地は 1 筆■■■円で借りて、4 月 1 日から開始する計画。農地は田であるが耕作はされていないが、保全管理はしてある。

議長 議第 10 号について地元委員の意見を求める。

10 番 先日農地の石を拾っていたところで出会って、話をした。■■■を作付けするようだ。就農の意気込みは感じられた。■■■歳という若い方。

議長 他に発言はないか。

7 番 写真に写っているビニルハウスは何か。

10 番 昨年 7 月から始めた■■■栽培のハウスである。

議長 他に発言はないか。

（委員発言なし）

議長 議第 10 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

(全員挙手・挙手多数)

議長 議第 10 号は承認することに決定する。

議長 報第 6 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」事務局より説明を願う。

事務局 農地法第 4 条の届出 1 件。所在地、■■■町■■■丁目、登記簿地目は畑、現況は雑種地、66 m²。申請人、■■■市■■■丁目■■■番地、■■■。転用目的は駐車場。写真のように既に駐車場となっていて、始末書の提出あり。

議長 報第 6 号は専決事項であり、議決事項ではないが、発言があれば意見を求める。

7 番 現地を確認したが、ブロックが 7 段積だが問題はないか。その他は特にない。

議長 ブロックの件は事務局で確認しておくように。そのほか発言はないか。

議長 発言がないので、報第 6 号を終了する。

議長 報第 7 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局より説明を願う。

事務局 農地法第 5 条の案件 3 件。

申請番号 1、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿地目、現況ともに田、162 m²。■■■町■■■、登記簿地目、現況ともに田、252 m²。計 2 筆 414 m²。転用目的は■■■業を営む資材置場。現場は草が茂る。

申請番号 2、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登

記簿地目、現況ともに田、766 m²。転用目的は■■■の設置。
申請番号 3、所有権移転、譲渡人、■■■市■■■区■■■、■■■。
譲受人、■■■市■■■番地、■■■。土地は■■■町■■■、登記簿
地目は畑、現況は雑種地、224 m²。転用目的は駐車場。写真のように既
に整地されていて始末書提出済み。

議長 報第 7 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

(発言なし)

議長 議案以外で何か発言はないか。

9 番 麦の作付けについて考えてはどうか。

7 番 麦の価格は国際価格との競争。米価も 60 kg 12,000 円。これから
麦の価格が上がるといっても、そもそも低価格で取引されているもの
が、倍になっても大きな影響はない。米粉でパンも作れる、むしろこの
際、米価そのものがもう上がらないかと考えている。

議長 ほかに発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 7 号を終了する。以上をもって本日の議
案を終了する。

事務局 次回の総会開催日は、4 月 27 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎
4 階会議室にて開催。また総会後に農業振興推進協議会を開催するので該当の委
員は出席をお願いします。

以上。

(閉会 午後 3 時 34 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和4年3月23日

議事録署名

11 番

12 番

議長